

大型多目的

海外旅行や
お買い物、
教育、ご結婚...

ローン

取扱期間

令和7年4月1日(火)～

令和7年9月30日(火)

無担保

低金利

あなたのライフプランを
強かにサポートします!



お買い物に



入学金や
授業料などに



医療や
出産などに



介護や
老人ホームの
入居費用に



海外旅行や
国内旅行の
資金に



結婚式や
披露宴の
費用に

変動
金利

(保証料 別途)

年2回
見直し

年

1.35%

■ご返済モデル プラン(金利 年1.35%の場合)

○ご返済金額

	3年	5年	10年
100万円	28,359円	17,244円	8,913円
200万円	56,719円	34,489円	17,826円
300万円	85,079円	51,734円	26,739円

※上記の金額は、ご返済金額のシミュレーションとなりますので、
予めご了承ください。

※保証料が別途必要となります。

(令和7年4月1日現在)

※上記の金利は、金融情勢等の変化により、見直しさせていただく場合があります。

※詳しくは、裏面をご覧ください。

詳しくは、お近くの店舗窓口、またはホームページをご覧ください。



JA東京みなみ

ホームページ <https://www.ja-tm.or.jp/>

JA東京みなみ

検索



日野支店 ☎ (042) 583-2111
七生支店 ☎ (042) 591-2011
多摩支店 ☎ (042) 375-8211
稲城支店 ☎ (042) 377-6002

大型多目的ローン -商品概要-

(令和7年4月1日現在)

商 品 名	大型多目的ローン(農業者・農業従事者用)	大型多目的ローン(農業者外用)																								
ご 利 用 いた だ け る 方	<ul style="list-style-type: none"> ○当JAの組合員(個人)で、農業者、農業従事者の方。 なお、次のいずれか一つに該当する方。 ①農業収入を確定申告している方。 ②農地(耕作地)を所有している方。 ③農業に従事している方(確定申告で農業専従者として申告されている方)。 ○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。 ○勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ○前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)が150万円以上ある方。 ○生活の本拠が定まっており、原則として同一地区内に1年以上居住している方。 ただし、自己住宅(ご家族名義を含む)に居住しており、勤続年数が3年以上の場合は、同一地区内に1年未満の居住でも可能となります。 ○原則として、お借入金を業者振込にできること。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 	<ul style="list-style-type: none"> ○当JAの組合員(個人)の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。 ○勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ○前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)が200万円以上ある方。 ○生活の本拠が定まっており、原則として同一地区内に1年以上居住している方。 ただし、自己住宅(ご家族名義を含む)に居住しており、勤続年数が3年以上の場合は、同一地区内に1年未満の居住でも可能となります。 ○原則として、お借入金を業者振込にできること。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 																								
資 金 使 途	<ul style="list-style-type: none"> ○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認が可能なものとします。 ただし、以下のご資金は対象外とします。 ①負債整理資金 ②所定期日経過後の経済未収金の肩代わり資金 ③営農資金 ④事業性資金 ⑤投機等の不健全な資金 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認が可能なものとします。 ただし、以下のご資金は対象外とします。 ①負債整理資金 ②事業性資金 ③投機等の不健全な資金 																								
借 入 金 額	○1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。	○500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。																								
借 入 期 間	○6か月以上10年以内とします。																									
借 入 金 利 お よ び 形 式	<ul style="list-style-type: none"> ○変動金利型 利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの店舗窓口までお問い合わせください。 ○証書貸付となります。 																									
返 済 方 法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加えて6か月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。																									
担 保	○不要です。																									
保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> ○当JAが指定する保証機関(東京都農業信用基金協会)の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。 ただし、次の場合は連帯保証人が必要となります。 ①所得合算者の場合 ②お借入者が農業従事者の場合は、原則、農業者(事業主)が連帯保証人 ③お借入時の年齢が20歳未満の場合 ※安定した収入かつ前年度税込年収が200万円以上、同一地区内に1年以上居住、勤続年数3年以上の法定代理人 ④その他、当JAおよび保証機関が必要とする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○当JAが指定する保証機関(東京都農業信用基金協会)の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。 ただし、次の場合は連帯保証人が必要となります。 ①所得合算者の場合 ②お借入時の年齢が20歳未満の場合 ※安定した収入かつ前年度税込年収が200万円以上、同一地区内に1年以上居住、勤続年数3年以上の法定代理人 ③その他、当JAおよび保証機関が必要とする場合 																								
保 証 料	<ul style="list-style-type: none"> ○一括前払方式 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただけます。 【お借入利率年1.35%、お借入額100万円あたりの一括支払保証料(例)】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>1年</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>7年</th> <th>10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 証 料</td> <td>5,378円</td> <td>15,165円</td> <td>24,771円</td> <td>34,201円</td> <td>48,011円</td> </tr> </tbody> </table> 保証料率は年1.00%です。 	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	保 証 料	5,378円	15,165円	24,771円	34,201円	48,011円	<ul style="list-style-type: none"> ○一括前払方式 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただけます。 【お借入利率年1.35%、お借入額100万円あたりの一括支払保証料(例)】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>1年</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>7年</th> <th>10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 証 料</td> <td>7,532円</td> <td>21,239円</td> <td>34,693円</td> <td>47,896円</td> <td>67,242円</td> </tr> </tbody> </table> 保証料率は年1.40%です。 	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	保 証 料	7,532円	21,239円	34,693円	47,896円	67,242円
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年																					
保 証 料	5,378円	15,165円	24,771円	34,201円	48,011円																					
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年																					
保 証 料	7,532円	21,239円	34,693円	47,896円	67,242円																					
団 体 信 用 生 命 共 済	<ul style="list-style-type: none"> ○ご希望により当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、ご加入される団体信用生命共済の種類により、お借入利率は右表記載の加算利率が高くなります。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済(特約なし)</td> <td>年0.30%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.40%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.45%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済(特約なし)	年0.30%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.40%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.45%																
団体信用生命共済名	加算利率																									
団体信用生命共済(特約なし)	年0.30%																									
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.40%																									
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.45%																									
9 大 疾 病 補 償 保 険	<ul style="list-style-type: none"> ○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.62% 																									
手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ○新規事務取扱手数料 …… 5,500円(消費税等含む) ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料が必要です。 ①全額繰上返済の場合 …… 5,500円(消費税等含む) ②一部繰上返済の場合 …… 5,500円(消費税等含む) ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円(消費税等含む)の条件変更手数料が必要です。 																									
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA各本支店にお申し出ください。 ・本店 金融共済部(電話:042-594-1011) ・本店 総務企画部(電話:042-594-1011) ・日野支店(電話:042-583-2111) ・七生支店(電話:042-591-2011) ・多摩支店(電話:042-375-8211) ・稲城支店(電話:042-377-6002) 当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は左記JAバンク相談所または上記東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>			名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00							
名 称	電話番号	受付日	受付時間																							
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00																							
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00																							
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00																							
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みの際には、当JAおよび当JAが指定する保証機関において、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの店舗窓口までお問い合わせください。 																									